

銚田・大洗広域事務組合建設工事等請負業者指名委員会規程

令和3年4月28日訓令第7号

(設置)

第1条 銚田・大洗広域事務組合が発注する建設工事等の請負契約で、指名競争入札による請負業者を選定するため、銚田・大洗広域事務組合建設工事等請負業者指名委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副管理者をもって充てる。
- 3 副委員長は、事務局長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 事務局長補佐

(2) 組合を構成する市町の事業担当課長及び契約担当課長

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を委員会に出席させ、その説明を求め、又は関係書類を提出させることができる。

(持ち回り審査)

第5条 委員長は、委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、持ち回り審議により委員の過半数の同意をもって委員会の審議に代えることができる。

(報告)

第6条 委員会は、速やかに選定の結果を管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務係において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月28日から施行する。